

古代日本の婚姻習俗と漢字表記（2）

胡 潔

はじめに

前稿¹では、日本上代の文献に見られる「うたがき（かがひ）」、「相聞」、「よばひ」、「つまどひ」、「かよひ」などの語の漢字表記について考察した。その続きとして、本稿では既成の漢型婚姻語彙（本稿では「既成語」と略す）の用法について考察する。ここで言う既成語とは、もともと中国語においても婚姻語彙として用いられるものを指す。「聘（媵）」、「娶」、「嫁」、「婚」、「結婚」などの語がこれに当たる。前稿にも述べたように、古代中国と古代日本の婚姻慣習が大きく異なるため、漢型既成語を用いて日本の婚姻慣習を表すにはさまざまな困難があり、意味の変容が起っていたことが容易に推測できる。従来上代の漢字文献にある漢字語は往々にして日本語を表す文字としてだけ研究されてきた観があるが、中国語との関連性を比較漢字学的な立場から考察するものは概していえない。婚姻用語に限定するとさらに少なくない

る。しかし、八世紀、九世紀の漢字文化圏の文化形成や中国の父系制の影響という視点に立つてみた時、既成語の受容は見逃せない重要な問題となる。中国父系制下の婚姻の諸事項を表す既成語は古代日本において、いかなる理解のもとで、いかなる意図で選定され用いられたのか、体系的かつ総合的な分析が必要であるが、紙幅の制限で、本稿では一つの試みとして、「聘（媵）」、「婚」、「娶」、「嫁」の四つの既成語を中心に考察してみたい。漢字文献の漢字の用法を考察するため、これらの漢字に当てられた和訓を念頭にいれながら、主として文脈の流れからその漢字の用法をみる、という方針を取る。なお歌は本来万葉仮名で記されているが、読みやすいように、読み下し文を用いる。

一 「聘（媵）」

前稿にも述べたように、和型の「よばひ」「よばふ」の原義は「相

手を呼ぶ」ことで、声や歌などで求愛することである。『古事記』では表音文字の「用婆比」が用いられているのに対し、『日本書紀』や各国の風土記、『万葉集』では、「聘（娉）」「結婚」といった漢型の既成語が用いられている。「聘」について、中国の語義注釈書では「問也」（『爾雅・釈言』）、「訪也」（『説文解字』）と解釈されている。礼節でもって相手を訪問したり、相手を招いたりする、という意に解して大過なからう。「諸侯使^三大夫問^二於諸侯^一曰^レ聘」（『礼記・曲礼下』）にある「聘」は「訪問する、問う」の意であるが、「天子布^レ德行^レ惠（中略）勉^二諸侯^一、聘^二名士^一、礼^二賢者^一」（『礼記・月令』）や「老萊賢士也、王欲^三聘^二以^二璧帛^一」（『列女傳・楚老萊妻』）にある「聘」は礼幣を重くして賢人を朝廷に招くという意味になる。婚姻語彙としては、「聘則為^レ妻、奔則為^レ妾」（『礼記・内則』）とあるように、「聘」は男性が正式に女性と娶るための手続、即ち正式な結婚を意味する語である。『儀礼』の「士婚禮」によると、正式の婚姻は、納采（媒酌人が結婚の意志を女性の家に伝え、その承諾を得ること）、問名（男性の家が書を備え、使者を遣わして女性の生母の姓名を問うこと）、納吉（男性側が祖先を祭る廟で占いをし、吉の結果を得れば、使いの者が女性の家に知らせ、結婚を決めること）、納徴（男性の家から女性の家へ結納の贈物を送り、婚約が実質的に成立すること）、請期（男性の家の者が女の家へ行って結婚の

期日を乞うこと）、親迎（花婿が自ら花嫁の家に行つて花嫁を実家に迎えること）など一連の儀式によつて成立する。このような一連の婚儀の特徴として、両家の家父長の合意が前提であること、男性側による「納徴」即ち「花嫁代償」が支払われること、女性が結婚の時に男性の家へ移動することなどが挙げられる。一方、上代の日本の文献に見える「聘（娉）」の用法には、右に挙げた特徴は見られない。娶嫁婚の婚儀の具体的な内容が捨象されている点、これは日本古代の漢字文献に見られる既成語の用法上の最大の特徴と言つても過言ではない。無論、各書物の用法は必ずしも同じではない。「聘」の用例が最も集中しているのが『日本書紀』である。

①大泊瀬皇子、欲^レ聘^二瑞齒別天皇之女等^一。女名不^レ見^レ諸記^一於^レ是皇女等对曰、（中略）不^レ能^レ奉^レ命、遂遁以不^レ聽矣。（安康紀）

②天皇、為^二大泊瀬皇子^一、欲^レ聘^二大草香皇子妹幡校皇女^一。則遣^二坂本臣祖根使主^一、請^二於大草香皇子^一曰、願得^二幡校皇女^一、以欲^レ配^二大泊瀬皇子^一。（安康紀）

③於^レ是太子思^三欲^二聘^二物部鹿鹿火大連女影媛^一、遣^二媒人^一、向^二影媛宅^一期^レ会。影媛曾奸^二真鳥大臣男鮪^一。鮪^一此云^二鮪^一、恐^レ違^二太子所^レ期、報曰、妾望、奉^レ待^二海柘榴市巷^一。由^レ是、太子欲^レ往^二二期^一。（中略）果^レ之^レ所^レ期、立^二歌場衆^一、歌場^一此云^二武宇多我岐^一

烈紀)

④振媛、活目天皇七世孫也。天皇父聞^三振媛顔容姝妙甚有^二嫩色^一。

自^二近江国高嶋郡三尾之別業^一遣^レ使聘^二於三国坂中井^一。中、此云那。

納以為^レ妃。(継体紀)

⑤九月、勾^レ大兄皇子、親聘^二春日皇女^一。於是月夜清談、不^レ

覺^二天曉^一。斐然之藻、忽形^二於言^一。乃口唱曰、八州国 妻枕

きかねて 春日の 春日の国に 麗し女を 有りと聞きて 宜し

女を 有りと聞きて 真木割く 檜の板戸を 押し開き 我入り

坐し あと取り つま取りして まくら取り つま取りして 妹

が手を 我に纏かしめ 我が手をば 妹に纏かしめ (以下省略)

(継体紀)

⑥加羅王娶^二新羅王女^一遂有^二兒息^一。新羅初送^レ女時、并遣^二

百人^一、爲^二女從^一。受而散^二置諸県^一、令^レ著^二新羅衣冠^一。阿

利斯等噴^二其髮^一服、遣^レ使徵還。新羅大羞、翻欲^レ還女曰、前

承^二汝聘^一、吾便許婚。今既若^レ斯。請^レ還^二王女^一。(継体紀)

例①から例⑥は安康紀から継体紀に集中している。この部分は渡
来人が記したのではないかと推測されているが、確かに用字法
からも支持される見解である。例①と例⑥は具体的な求婚の記述
はないが、例①に皇女達の応答を「対曰」とあるところから、大
泊瀬皇子が直接皇女達の許へ行き、求婚した可能性が高い。一方、

例⑥は加羅国と新羅国の婚姻と反目を語る文脈で、求婚は恐らく

使を遣わしてなされただろうと推測される。例⑤にある「親聘」

の語は厳密に言えば合成語であり、これについて後述するが、②、

③、④の三例とも「使」または「媒人」を遣わしての求婚である。

特に②の大泊瀬皇子と幡梭皇女の縁談がそれぞれの長兄である安

康天皇と大草香皇子の間で進められていたことが注目し値する。

同母妹の結婚に関与した例はほかにもある。仁徳紀に、菟道稚郎

子太子が仁徳に同母妹の八田皇女を薦めた例があるが、妹の結婚

を主宰するような存在ではなく、保護者としての兄長のイメージ

である。一方、兄が弟のために求婚したのは安康の一例のみで、

特異な例外事例である。④は継体天皇の父の求婚についての記述

であり、正しい求婚・結婚を印象づけようとした書きぶりである。

『日本書紀』において、使者を遣わして求婚することが「聘」と

いう語によって示されている。一方、地方の伝説や風習また歌を

記した各国の風土記や『万葉集』になると、同じ「聘」でも用字

意識に違いが見られる。風土記には次の例がある。

⑦俗諺云、筑波峯之会、不^レ得^二娉財^一、兒女不^レ為^レ矣。(常陸

国風土記・筑波郡)

⑧昔者、檢隈廬入野宮御宇武小広国押楯天皇之世、遣^二大伴狭手

彦連^一鎮^二任那之國^一、兼救^二百濟之國^一、奉^レ命到来至^二於此

村一。即娉二篠原村一。娉二弟日姫子一。成レ婚。（日下部君等祖也）容貌美麗特絶二

人間一。（肥前国風土記・松浦郡）

⑨篠原村二篠原村一。有二娘子一、名曰二乙等比売一、容貌端正、孤為二国色一、紗手比古、便娉成レ婚、離別之日、乙等比売、登二望此峯一、舉レ岐揺招、因以為レ名。（肥前国風土記逸文・岐揺峯）

「娉財」の中国語の意味は先述した六礼の中においても最も実質的な意味を有する「納徴（のうしょう）」（結納）のことである。しかし、例⑦の「聘財」は筑波嶺の「耀歌（歌垣）」の場で互いに気に入った男女が交わす贈り物を指している。物のやりとりが行われる点で両者は共通しているが、娶嫁婚に見られる花嫁代償の要素は例⑦には見られない。例⑧と⑨は同じ伝説を伝えたもので、「弟日姫子（乙等比売）」は『万葉集』では松浦佐用比売になっている。風土記に出ている右の例⑧の「即娉成婚」も、例⑨の「便娉成婚」も、いずれも「便ち娉（よ）ひて成婚（あ）ひき」と訓まれている。男性の求婚を意味する「聘」と性的結合を意味する「婚」とは連続した、即時的な行為として理解されよう。『万葉集』になると、「聘」の即時的傾向がさらに強く看取されるようになる。最も万葉では「娉」が用いられている。

内大臣藤原卿、娉二鏡王女一時、鏡王女贈二内大臣一歌一首

⑩玉くしげ覆ふをやすみ明けていなば君が名はあれど我が名し惜しも（九三）

久米禪師、娉二石川郎女一時歌五首

⑪み薦刈る信濃の真弓我が引かばうま人さびて否と言はむかも（九六）

大伴宿禰娉二巨勢女郎一時歌一首

⑫玉葛実成らぬ木にはちはやぶる神そつくとふならぬ木ごとに（二〇一）

大伴宿禰娉二河磨、娉二同坂上家之二嬢一歌一首

⑬春霞春日の里の植多小水葱苗なりと言ひし枝はさしにけむ（四〇七）

⑭千鳥鳴く佐保の川門の瀬を広み打橋渡す汝が来と思へば（五二八）

右、郎女者、佐保大納言卿之女也。初嫁二一品穂積皇子一、被レ寵無レ儔。而皇子薨之後時、藤原磨大夫娉二之郎女一焉。郎女、家二於坂上里一。仍族氏号曰二坂上郎女一也。

右の万葉の五首に用いられる「娉」は、すべて題詞や左注に用いられており、しかも「娉」の行動主体である男性は内大臣藤原卿、久米禪師、大伴宿禰、大伴宿禰娉二河磨、藤原磨大夫など当時実在していた貴族官僚で、女性も鏡王女、石川郎女、巨勢女郎、坂上

家二嬢、坂上郎女と実名で記されている。⑩の題詞にみえる「内大臣藤原卿」は藤原鎌足のこと、「娉鏡王女」の「娉」は大抵の注釈書では「よばふ」と訓よんでいる。それは歌の内容による判断であろう。この歌は明らかに男女が一夜共寝した後の応酬である。例⑪、⑫、⑬は男性の求婚歌である。例⑪は女の気持を探ろうとする男性の求婚のせりふで、例⑫は自分の求婚に応じてくれない女に対する恨み言である。例⑬は幼かった娘はもう成人しただろうと求婚の意を仄めかしている歌で、恐らく二嬢に直接ではなく、その母の坂上郎女に宛てた歌であろう。⑭は男性が通つてくることを前提に詠まれたものである。諸例の用法を総合してみると、『万葉集』の「娉」は、求婚する意味であるが、その前後の文脈から男性の求婚と共寝が連続的になされていたことや、さらにその後の訪婚が続いたことなどが窺える。求婚の相手は大抵女性本人であるが、相手が幼い場合、その親になされる場合もある。興味深いことに、例⑩の鎌足と鏡王女の贈答歌(九三、九四)の後に配された九五番歌の題詞に

内大臣藤原卿娶二采女安見兒一時作歌一首

⑮われはもや安見兒得たり皆人の得難えがてにすとふ安見兒得たり(九五)

とあり、「娉」ではなく、「娶」の字が用いられている。蓋し『万葉集』における「娶」の用法は、「安貴王娶二因幡八上采女」(三五左注)、「門部王、任二出雲守一、娶二部内娘子」(五三六左注)、「拔氣大首任二筑紫一、娶二豊前国娘子紐兒」(一七六七題詞)とあるように、中央対地方、男対女の等級差を意識した用法が多い。それに比べて、「娉」が用いられた女性は明らかに階層的に高い。『万葉集』において、「娉」は、一定階層の女性に対する求婚また訪婚に用いられるもので、ある種の鄭重さを表す語になっている。

このように、同じ上代の文献にみえる「聘(娉)」と言っても、それぞれの編纂者の持つている語感や用字意識によって必ずしも同じではない。しかし、求婚乃至結婚の行為にある種の正当性、鄭重さが賦与される点では共通している。『日本書紀』では、天皇、太子の重々しい、正しい求婚行為を示し、風土記では中央から派遣された人物の求婚と結婚を語るものである。『万葉集』においては、「娉」は「娶」と異なり、一定階層の官僚貴族達が一定階層の女性への求婚に用いられている。日本上代の漢字文献にある「聘(娉)」の、中国の娶嫁婚で言う「聘」との相違点として、「納徴」(「花嫁代償」)や「親迎」(女性の夫家に移動すること)の不在、結婚当事者の直接婚前交渉が行われること、男性が女性の許へ移動することなどが挙げられる。

二 「婚」について

前節に挙げた『日本書紀』の例②と例③の記述は、細部に違いがあるものの、『古事記』にもみえる。

⑬ (安康) 天皇、為伊呂弟大長谷王子一而、坂本臣等之祖、根臣、遣大日下王之許一、令詔者、汝命之妹、若日下王、欲婚二大長谷王子一。故、可レ貢。(安康記)

⑭ 故、將レ治二天下一之間、平群臣之祖、名志毘臣、立二于歌垣一、取二其袁祁命將レ婚之美人手一。其娘子者、菟田首等之女、名大魚也。爾、袁祁命、亦立二歌垣一。(中略)如此歌而、闡明各退。(清寧記)

前節で見た安康紀(例②)に「請二於大草香皇子一曰、願得二幡梭皇女一、以欲レ配二大泊瀬皇子一」とある箇所は、例⑬の安康記では「汝命之妹、若日下王、欲レ婚二大長谷王子一」になっており、武烈紀(例③)に「太子思三欲聘二物部鹿鹿火大連女影媛一、遣二媒人一」とある箇所も、例⑭の清寧記では、使者の話はなく、袁祁命と志毘臣が歌垣の場で行われた妻争いの闘歌のみになっている。二人の争いの対象も影媛ではなく大魚になるが、この人物が袁祁命の「將レ婚之美人」と表現されている。『日本書紀』では男性による正しい求婚を意味する「聘」や家父長の意思の発動を意味する「配」などの語を用いるのに対し、『古事記』では男女双方が主格になる「婚」³を用いる。例③の武烈紀では影媛と

鮪の関係を「姦」と表現するのに対し、例⑭の清寧記では「姦」云々は一切語らない。『古事記』では木梨之輕太子と輕大郎女のようなインセスト・タブーを「姦」と記すが、それ以外の男女関係に対してはおおむね寛容である。『日本書紀』では、インセスト・タブーのほか、天皇が結婚しようとする女性との関係も「姦」と表現しており⁴、例③はその典型例である。このような『古事記』と『日本書紀』の用字法の相違の背景には、外来の婚姻観に対する姿勢の違いが存在する。『古事記』では最も多く用いられる既成語は、「娶」、「婚」である。「娶」については後述するが、「婚」用法を見ると、「欲婚」、「将婚」、「相婚」、「共婚」、「即婚」、「仍婚」、「二宿為婚」など多様である。以下具体的に用例をみてみる。

(6)

A (欲婚・将婚)

⑮ 其八十神、各有下欲レ婚二稻羽之八上比売一之心上、共行二稻羽一時、於二大穴牟遲神一負レ袋、為從者一、率往。(大國主神)

⑯ 此八千矛神、將レ婚二高志国之沼河比売一幸行之時、到二其沼河比売之家一、歌曰、八千矛の 神の命は、八島国 妻まきかねて 遠遠し 高志の国に 賢し女を 有りと聞かして 麗し女を 有りと聞こして さよばひに 有り立たし 呼ばひに 有り通はせ 大刀が緒も 未だ解かずて 襲衣をも 未だ解かねば 嬢子の 寝すや板戸を 押そぶらひ 我が立たせれば(以下省略)(大

国主神)

⑳(倭建命)到_二尾張国_一、入_二坐尾張国造之祖、美夜受比売之家_一。乃雖_レ思_レ將_レ婚、亦、思_二還上之時將_レ婚、期定而、幸_二于東国_一、悉言_二向和三平山河荒神及不_レ伏人等_一。(景行記)

⑳天皇遊行到_二於美和河_一之時、河辺有_二洗_レ衣童女_一。其容姿、甚麗。天皇、問_二其童女_一、汝者、誰子。答曰、己名、謂_二引田部赤猪子_一。爾、令_レ詔者、汝、不_レ嫁_レ夫。今將_レ喚而、(中略)於是、赤猪子以為、望_レ命之間、已_二經多年_一、姿体、瘦萎、更無_レ所_レ恃。然、非_レ願_二待情_一、不_レ忍_二於悒_一而、令_レ持_二百取之机代物_一、参出貢獻。(中略)天皇、大驚、吾、既忘_二先事_一。然、汝守_レ志、待_レ命、徒過_二盛年_一、是甚愛悲、心裏欲_レ婚、憚_二其極老、不_レ得_レ成_レ婚而、賜_二御歌_一。(雄略記)

⑱、⑲にみえる「欲婚」「將婚」は、八十神が稲羽之八上比売に、八千矛神が沼河比売に求婚するために出かける文脈に用いられているので、結婚しようと思う、という意であろう。求婚するために女性の許へ出かける点では⑳も同じである。倭建命が美夜受比売の家に到着し、結婚しようと思ったが、再び帰りがつてきた時にしようと思つて、しっかりと約束し東国へ向かった、とある。ここで用いられる「婚」は、明らかに男女の性結合の意である。ここの「婚」は従来、「まぐはふ」または「あふ」と訓まれ、い

ずれも男女の性的結合と解釈されてきた。この三例にみえる「將」「欲」は、例②安康紀、⑱の安康記に見られるような、「結婚させようとする」という意味ではなく、男性本人の願望、意志である。実際上代の漢字文献において、第三者の意志による結婚は稀で、男女本人によるものが殆どである。例②「嫁」、「喚」、「欲婚」、「不得成婚」など多くの言葉が用いられているが、帝の行幸を男性の移動と見なせば、⑱⑳との共通点も見いだせよう。行幸の途中で女に逢い、結婚を約束したが、その約束を忘れたという話である。注目したいのは、老女になった女性が自ら「百取之机代物」を持つて参上した点である。「百取之机代物」とは本来女性側が訪ねてきた男性を歓待するために出す食事のことである。この例で用いられている「欲婚」と「成婚」も前後の文脈から、性的結合を意味するものと判断できる。

(7)

B (相婚)、(共婚)

⑳故、(大穴牟遲神が)随_二詔命_一而、参_二到須佐之男命之御所_一者、其女須勢理毘売出見、為_二目合_一而、相婚。還入、白_二其父_一言、甚麗神来。爾、其大神出見而告、此者、謂_二之葦原色許男命_一、即喚入而、令_レ寝_二其蛇室_一。(大国神主)

㉑此、謂_二意富多多泥古_一人、所_三以知_二神子_一者、上所_レ云活玉依毘売、其容姿端正。於是、有_二丈夫_一、其形姿・威儀、於_レ時

無レ比、夜半之時、儵忽到来。故、相感、共婚供住之間、未經二幾時一、其美人、妊身。(崇神記)

②4天皇、以二其弟速総別王一為媒而、乞二庶妹女鳥王^一。爾、女鳥王、語二速総別王^一曰、因二太后之強一、不レ治二賜八田若郎女^一。故、思レ不^二仕奉^一。吾、為二汝命之妻^一。即相婚。是以速総別王、不^二復奏^一。(仁徳記)

②2と②3は神話伝説の部分で、例②2の大穴牟遲神と須勢理毘売、例②3の意富多多泥古と活玉依毘売の「相婚」「共婚」が語られる。

この「婚」も性関係を指すものと理解されるが、その前に、「目合」「相感」といった表現が置かれているのも看過できない。「相感」は「あひめづ」と訓まれ、「目合」も「あひめづ」か「めくはせず」と訓まれているが、いずれも男女が互いに気持を確認する行為である。例②4の速総別王と女鳥王の場合、女性のほうが明白に意思を表しているのである。「相婚」にせよ、「共婚」にせよ、男女双方の意思による行為であった点では三例とも共通している。

C 〈即婚〉、〈仍婚〉、〈一宿為婚〉

②5天之日矛(中略)将二来其玉^一、置二於床辺^一、即化二美麗嬢子^一。仍婚為二嫡妻^一。(応神記)

②6於是、其春山之霞壯夫、以二其弓矢^一、繫二嬢子之廁^一。爾、伊豆志袁登売、思レ異二其花^一、将来之時、立二其嬢子之後^一、入二其屋^一、即婚。故、生二一子^一也。(応神記)

②7於是、天津日高日子番能邇邇芸能命、於二笠沙御前^一、遇二麗美人^一。爾問二誰女^一、答白之、大山津見神之女、名神阿多都比売、^{此神名}亦名謂二木花之佐久夜毘売^一(中略)爾詔、吾欲レ目二合汝^一奈何。答白、僕不レ得レ白。僕父大山津見神、將レ白。故、乞二遣其父大山津見神^一之時、大歡喜而、副二其姉石長比売^一、令レ持二百取机代之物^一奉出。(中略)唯留二其弟木花之佐久夜毘売^一以、一宿為レ婚。(邇邇芸能)

②8天皇幸二行其伊須氣余理比売之許^一、一宿御寝坐也。(神武記)

②9爾其御子(本牟智和氣)、一宿婚二肥長比売^一。故、窃伺二其美人^一者、蛇也。即見畏遁逃。爾其肥長比売患、光二海原^一自レ船追来。(垂仁記)

例②5と例②6は伝説である。何れも美人に化けたり、花に化けたりする神話的要素が見られる話で、男女が即時的に関係を持つことが「仍婚」、「即婚」と表現されている。②7～②9の三例は一晩という短期間の男女関係を「一宿婚」、「一宿御寝」と表現している。

D 〈不得婚〉・〈勿婚〉・〈不得成婚〉

③〇故、八十神雖レ欲レ得ニ是伊豆志袁登売一、皆不レ得レ婚。(応神記)

③①(大碓命)即己自婚ニ其二嬖子一、更求ニ他女人一、詐名ニ其嬖女ニ而貢上。於是天皇(景行天皇)、知ニ其他女一、恒令レ経ニ長眼一、亦勿レ婚而惚也。(景行記)

③②(赤猪子)参出貢獻。(中略)於レ是天皇(雄略天皇)、大驚、吾既忘ニ先事一。然汝守レ志待レ命、徒過ニ盛年一、是甚愛悲。心裏欲レ婚、憚ニ其極老一、不レ得ニ成婚一而、賜ニ御歌一。(雄略記)

③③④の三例では結婚が成立しなかったことが語られている。その理由として、例③③では伊豆志袁登売の拒否によるもので、例③①では天皇の意志によるものである。例③②は女性が老齢になったことが原因で、これも天皇の意志によるものと見なしてよからう。「古事記」に語られる「婚」は男女双方の意思が重要で、どちらか一方が拒否すれば関係が成立しない。

E(令婚)

③③(火遠理命が竜宮に着く)爾豊玉毘売命、思レ奇、出見、乃見感、目合而、白ニ其父一曰、吾門有ニ麗人一。爾海神自出見、云ニ此人者、天津日高之御子、虚空津日高矣一。即於レ内率入而、美智皮之豊敷ニ八重一、亦繩置八重敷ニ其上一、坐ニ其上ー而、具ニ百取机代

物一、為ニ御饗一、即令レ婚ニ其女豊玉毘売一。故、至ニ三年一、住ニ其国一。(火遠理命)

例③③では、海神が竜宮にやってきた火遠理命を娘豊玉毘売命と結婚させることを「令婚」と表現している。しかし、海神の意思が発動する前に、火遠理命と豊玉毘売命がすでに互いに「見感」、「目合」——互いに気持の確認——を行っていた。これは先に見た例②②の大穴牟遲神と須勢理毘売の場合と同じである。異なる点としては、例②②では父神の須佐之男命が大穴牟遲神にさまざまな試練を与えたのに対し、例③③の海神の場合は、「百取机代物」で火遠理命を歓待したことである。これは禰禰芸の御子に対する海神の行動として理解される。これは、例②⑦にある、大山津見神も天孫禰禰芸に対して「百取机代物」を出して娘と結婚させていることに共通している。

『古事記』において、「婚」は、主に神話伝説など物語的部分。に用いられている。恐らく本辞・旧記などにある古伝説から取った素材だと思われるが、古い伝説がある時期に神々または天皇個人に付会されたものであろう。そして「婚」の用字法は

- (イ) 某男(神)——将婚・欲婚——某女(神)
- (ロ) 某男(神)——婚——某女(神)
- (ハ) 某男(神)と女(神)——相婚、共婚、即婚、一夜為婚

(二) 女(神)の父—令婚—某男(神) 女(神)

の四つの類型に分けられる。「婚」の対象語が女性本人であるという点是中国語の「婚」との最大の違いである。両者を比較するために、中国の文献にみえる「将婚」、「欲婚」、「相婚」、「共婚」の用法を幾つか掲げておく。

③4 王戎性慳、從子將レ婚、遣一單布衣一、婚畢却收二之。〔晋書〕

③5 高允重二雅文學一、而雅輕薄二允才一、允性柔寬、不二以爲レ恨。允將レ婚二于邢氏一、雅勸レ允娶二于其族一、允不レ從。〔魏書〕

③6 惠賈皇后諱南風、平陽人也、小名二時一。父充、別有二傳一。初、武帝欲下爲二太子一取レ衛瑾女、元后納二賈郭親黨之說一、欲レ婚二賈氏一。〔晋書〕

③7 武德都皇后諱徽、高平金鄉人也(中略)后幼而明慧、善二隸書一、讀二史傳一。女工之事、無レ不レ閑習。宋後廢帝將レ納爲二后一、齊初、安陸王緬又欲レ婚、郗氏並辭レ以レ女疾、乃止。〔梁書〕

③8 盧既年少、諸兄常欲レ嫁レ之、盧輒稱二病一固辭。盧亡姊之夫

李思沖、神龍初爲二工部侍郎一、又求二續親一。時思沖當朝美職、

諸兄不二之拒一、將レ婚之夕、方以告二盧一、盧又固辭不レ可、仍令二人防レ其門。〔旧唐書〕

右の四例は漢型の「婚」の用法を見るには有効である。例③4と③8

にある「将婚」は婚儀が行われようとする、婚儀が行われる前、の意である。例③4に登場した王戎は吝嗇な人で、從子の婚儀が行われる前に從子に一枚の布衣をあげたが、婚儀が終わると返させた、という話である。③8は女性の家族が女性を再び結婚させるためにひそかに婚儀を準備し、婚儀が行われる直前に女性に伝えた、とある。③5の高允が邢姓の女性と結婚することが「将婚于邢氏」と表現されている。この「邢氏」は正確にいうと、「邢氏の女性」という意味になる。例③6は西晋の惠帝司马衷の皇后賈南風の傳である。惠帝がまだ太子であった時に、父帝の武帝が太子を衛瑾の娘と結婚させたかったが、母後の武元皇后が賈氏の娘と結婚させ

たかった、とある。この「欲婚」は例①の安康紀と同じく「結婚させようとする」の意であるが、相手の女性は「賈氏(の女性)」となっている。例③7 梁武帝蕭衍の皇后郗徽の傳で、かつて宋後廢帝劉昱が彼女を后にしたいと思ひ、また安陸王蕭緬も求婚してきたが、郗氏が娘の病気で断つた、とある。ここでいう「郗氏」は郗徽本人ではなく、郗氏の家長であろう。これらの例から、中国語で言う「婚」は、当事者男女の結合の背後に家族、氏族があることが確認できる。「賈后母郭槐欲以韓壽女爲太子妃、太子亦欲婚韓氏以自固」〔晋書〕のように、太子個人が韓壽女と結婚しようとする場合も、「韓氏」という家との連携を前提にしている。一方「共婚」の用例も『後漢書』、『晋書』に見える。

③9 「諸羌居止、遂與共婚姻」(『後漢書』)
 ④0 (傳) 玄與^二何晏、鄧颺^一不^レ穆、晏等每欲^レ害^二之^一、時人莫^二肯共婚^一」(『晋書』)

例③9は諸氏族間の通婚を言い、例④0は傳玄家との聯姻を時の世の中の人が避けようとしたことを言う。それに対し、『古事記』の「婚」の用いられる文の主語は男女当事者個人である。「大國主神之兄弟—稲羽之八上比売」「大穴牟遲神—須勢理毘売」、「八千矛神—沼河比売」、「倭建命—美夜受比売」、「仁德天皇—引田部赤猪子」、「天皇—大魚」、「春山之霞壯夫—伊豆志袁登売」、「大碓命—兄比売、弟比売」、「速総別王—女鳥王」、「富多多泥古人—活玉依毘売」、「迹迹芸能命—木花之佐久夜毘売」、「御子—肥長比売」、「天皇—兄比売、弟比売」、「天之日矛—美麗嬖子」、「天皇—八田若郎女」、「天皇—童女」、「雄略天皇—袁杼比売」、「火遠理命—豊玉毘売命」などのように殆ど男女個人が登場し、婚姻関係を結ぶのである。『古事記』において、男女の性的結合を「婚」という漢字で示されていることは前述したが、言い換えれば、日本語としての「婚」の用法には、漢型既成語の「婚」の持つ、両家(両族乃至兩國)の合意及び連帯の意味がなくなり、結婚当事者(男女個人)の合意というニュアンスが強い。無論、女の親が登場してくる。登場してくる女性の父親は、娘須勢理毘売と「相婚」した大

穴牟遲に試練を与え、最終的に承認した須佐之男命(例②②)と、天界から降臨した邇邇芸能命を歓迎し、「百取机代之物」を持たせて二人の娘を奉った大山津見神(例②⑦)の二種類に分けられる。前者の須佐之男命の試練は、娘の結婚に対する父権の発動とする見解があるが、鷲見等囉氏が指摘したように、大國主(大穴牟遲)は国神だからである。例②②は天神による試練いう特殊例であるが、それ以外の例は殆ど献上婚である。これは、娘を須佐之男に献上した国神足名稚、手名稚夫婦の話も、先に見た例③③火遠理命に対して「百取机代物」を具して娘と結婚させた海神の話も同じである。子の婚姻における親の承認は往々にして父権として解釈されるが、女性の父親のみ語られること、しかもその殆どが男女個人による合意の後に承認する形になっていること、さらに父親の主導による結婚、あるいは父親の阻止による結婚の失敗の話は一例も見られないことなど、この際注意すべきであろう。『古事記』の結婚の記述に登場してくる父親は「権力者」ではなく、「後見者」、「保護者」の立場にある、しかもそれは男性が女性のもとへ通うという妻訪婚の社会の現実と密接に関わった形として現れたものと理解されるべきである。『古事記』の「婚」の用法のもう一つの特徴として挙げられるのは、結婚成立の即時性である。これは先述した、男女本人がじかに交渉することと密接に関わっていることであるが、男性本人が求婚しに行き、女性本人がそれに返答

し、合意すればその場で結ばれる。この即時的関係が「婚」という漢字で表現されている。特に神代の神話にはこの即時性が顕著に現れている。人の世の用例においても、基本的に男女本人同士の交渉で、例②、⑬のような、男女の長兄達の交渉が行われる用例はむしろ稀である。

三 「娶」、「嫁」について

漢型の「嫁」、「娶」といった語彙は、いうまでもなく、女性が男性の家に行くという明確な方向移動が示されている。「嫁」は、「如適之嫁徂逝往也」(『爾雅』)、「自レ家而出謂ニ之嫁一、由レ女而出、爲レ嫁也」(『方言』)とあるように、女性が生家を出て、男性の家に適くことを言い、「娶」は、「取婦也」(『説文解字』)、「取ニ彼之女一爲ニ我之婦一也」(段玉裁注)とあるように、女性を嫁に取ることを言う。『古事記』では、「嫁」と「娶」が使い分けられており、前者は女性側が行為の主体(主語)となる場合で、後者は男性側が行為の主体(主語)となる場合である。具体的に「嫁」の用法を見ると、

④ 於レ是八上比売、答ニ八十神一、言、吾者不レ聞ニ汝等之言一。
 将レ嫁ニ大穴牟遲神一。(神代・大国主神)

⑤ 阿邪美都比売命者、嫁(編)。
思古玉。(垂仁記)

⑥ 天皇、問ニ其童女一、汝者、誰子。答曰、己名、謂ニ引田部赤猪子一。爾、令レ詔者、汝、不レ嫁レ夫。今将レ喚而(雄略記)

⑦ ④は八上比売が八十神者の求婚に対する返答である。結婚拒絶の意思を伝える箇所、主語は「吾」である。⑤は垂仁天皇の皇女阿邪美都比売命の結婚についての割注である。このような女性の結婚相手の紹介の文脈に見られる「嫁」は、『古事記』のみならず、『日本書紀』にもある。敏達紀に、「菟道磯津貝皇女(中略)是嫁ニ於東宮聖徳一。(中略)小墾田皇女、是嫁ニ於彦人大兄皇子一。(中略)田眼皇女、是嫁ニ於息長足日広額天皇一」と敏達天皇と豊御食炊屋姫との間の皇女の結婚を紹介している。⑧は先に見た引田部赤猪子の話で、天皇は乙女の赤猪子に、ほかの人と結婚するなど命じているところは「不レ嫁レ夫」という漢語表現になっているが、主語は「汝」である。三例とも女性が主語となっているから「嫁」が用いられるが、女性が男性のところへの空間移動は読み取れない。一方、「娶」となると、編纂者によって、用法の違いが見られる。『古事記』では「娶」は「生」と一緒に王家の系譜を記すところに用いられている。「～天皇娶～某女(妹)～生子」という、いわゆる「娶生」系譜表示法である⁷⁾。『日本書紀』に比べて、『古事記』は男女双方による合意の「婚」を積極的に用いたと前述した。男性が主格となる「娶」と女性が主格

となる「生」の二語による系譜表現も『古事記』の結婚観を端的に示したものである。いうまでもなく、『古事記』の「娶」も、「婚」の用法と同様に、娶嫁婚下にみられる女性の空間移動の意味はない。女性の空間移動が捨象された最も典型的な例は風土記にある。

④④朝山郷(中略)神魂命御子、真玉著玉之邑日女命坐之。爾時、所造二天下一大神、大穴持命、娶給而、毎朝通坐、故云二朝山一。(出雲国風土記・朝山郷)

④⑤八野郷 郡家正北三里二百一十歩、須佐能袁命御子、八野若日女命坐之。爾時。所造二天下一大神、大穴持命、将二娶給一為而、令造屋給、故云二八野一。(出雲国風土記・八野郷)

④⑥少宅里(中略)川原若狭祖父、娶二少宅秦公之女一、即号二其家少宅一、後、若狭之孫智麻呂、任為二里長一、由レ此、庚寅年、為二少宅里一。(播磨国風土記・少宅里)

④④は大穴持命と真玉著玉之邑日女命の結婚、④⑤は同じく大穴持命と八野若日女命の結婚が語られる文脈で「娶」が用いられている。④⑥は、大穴持命が毎朝通つていることに因んで「朝山」という地名が誕生したこと、男性が通つていることが明らかである。④⑤は、大穴持命が結婚するために屋を作らせたところ、作られた婚屋は女性のいるところである。④⑥も同じく川原若狭祖

父が少宅秦公の娘を「娶」としていながら、男性が妻の家の名に因んで「少宅」と呼ばれていることから、妻の家に通っているか住んでいるとみられる。『万葉集』になると、例えば巻第十六の「有縁歌」に次の一例が見える。

④⑦昔者有二娘子一。字曰二桜児一也。于レ時有二壮士一。共詵二此娘一。而捐レ生捨競、貪レ死相敵。於レ是娘子歎曰、從レ古來レ今、未レ聞未レ見、一女之身、往二適二門一矣。方今壮士之意、有レ難二和平一。不レ如妾死、相害永息。尔乃尋二入林中一、懸レ樹経死。

これは乙女塚の伝説の類話に属するもので、複数の男の求婚により、女性が選択に苦しんで自害したという話である。ここの表現は特に儒教的に潤色されたものであるが、自害する理由として女性が「未レ聞未レ見、一女之身、往二適二門一矣。」と挙げています。「往適」というのは無論、女性が男性の家へ行くことを指す言葉である。『万葉集』のこの詞書からも女性が結婚によって、男性の家に適くという空間移動は無論読み取れないが、読み方によっては、娶嫁婚的に解釈されてしまう可能性がある。これも記紀の用法と同様に、女性の、男性の家へ行くという空間移動が捨象されて、単なる結婚を意味する用法である。

まとめ

日本語の婚姻語彙の特徴を鮮明にするために、日本上代の漢字文献にみられる「聘」、「婚」、「嫁」、「娶」について考察した。漢型婚姻語彙の背景には娶嫁婚の慣行が存在していたのに対し、和型婚姻語彙の背景には妻訪婚の慣行が存在していた。この相違は漢型既成語の利用法にも反映されている。以下のように纏めることができる。

①上代の漢字文献において、「聘（媵）」は、「男性が女性に求愛、求婚」の意で、「婚」は、「男女双方の合意による結婚」の意として用いられている。「娶」は、男性側が主体となる行為、「嫁」は、女性側が主体となる行為として用いられる。

②各書物の編纂者の編纂方針、主張したい重点の置き方によって、漢型既成語の撰字意識に相違が見られる。同じ「聘（媵）」でも、『日本書紀』では、天皇、太子の正しい求婚を示す用法になっており、風土記では中央から派遣された者の求婚、『万葉集』では一定の地位にある女性に対する求婚に用いられている。違いはあるものの、王権、中央、階級を意識した用法である点では共通している。また、同じ「娶」でも、『古事記』では、男性主体の「娶」と女性主体の「生」との併用によって「娶生」の系譜表現を編み出したのに対し、『万葉集』では、地方女性や階層的に低い女性との結婚に「娶」を用いている。『古事記』では、男女双方の合

意による結婚を意味する「婚」を多用しているところにもその独自の婚姻観が窺える。

③中国語の同型の語彙と比較して鮮明になったのは両社会の婚姻の相違点である。両者の違いは単に結婚の形が異なるのにとどまらず、婚前交渉の有無、結婚の決定のプロセス、家族の関わり方、婚姻に伴う男女の空間的移動など、多くの点においても現れているのである。従って、漢型の既成語彙が日本語として用いられる際に、元来内包された、女性を夫家に迎える具体的な娶嫁婚式の内容や両家の家父長の意志決定及び両方の親族の関係締結、結婚に伴って発生する女性の空間移動などの諸要素は捨象されなければならなかった。漢型既成語を利用する際に用いられたのは、漢型既成語の持つ普遍的な意味のみ取って、その語彙にまつわる社会的な諸要素を抜き取り、さらに日本の社会的諸要素を注入して用いる方法であった。

1 胡潔「古代日本の婚姻習俗と漢字表記（1）」（名古屋大学大学院国際言語文化研究科『言語文化論集』第36巻第1号、二〇一四年一月）

2 森博達（日本書紀の謎を解く）中公新書、一九九九年）氏によれば、卷十四の雄略紀から卷二十一用明紀まで、卷二十四皇極紀から二十七天安智紀までは持統朝に渡来中国人である統守言と薩弘恪が正音により正格漢文で述作した、という。

- 3 「婚」（または「昏」、「昏」）とは、元来婚儀の行われる時間帯に因んだ語で、婚儀を通過して男女が夫婦となる意である。それは、「士娶妻之礼、以昏為期、因而名焉。必以昏者、陽往而陰來、日入三商為昏」（儀礼・士昏礼）、「婚者謂昏時行礼故曰婚」（『白虎通德論』）などの説明から了解される。
- 4 例③の他に、履中紀にみえる仲皇子と黒媛、石川楯と百濟池津媛、蘇我倉山田石川麻呂の長女とその族人の関係は、「姪」「姪」「儵」と表現されているが、その理由は天皇の結婚を侵犯したからであろう。なお、日本古代の漢字文献における「姪」について、関口祐子氏の『日本古代婚姻史の研究』（塙書房、一九九三年）第二篇第二章に詳細な分析があり、参照されたい。
- 5 川副武胤は、『古事記及び日本書紀の研究』（風間書房、一九七六年）の中で、『古事記』の内容を「物語」と「記述」の二つに分けて分析している。
- 6 鷺見等曜『前近代日本家族の構造―高群逸枝批判』（弘文堂、一九八三年）二十一頁
- 7 義江明子『日本古代系譜様式論』（吉川弘文館、二〇〇〇年）